

広島県立歴史民俗資料館等キャンパスメンバーズ制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県立歴史民俗資料館、広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。以下同じ。）又は頼山陽史跡資料館（以下「施設」という。）におけるキャンパスメンバーズ制度（以下「制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、施設と高等教育機関等との連携を図り、学校教育における施設の有効な活用を促し、学生等が文化財を通じて文化に親しむ機会をより豊かにするために設ける。

(対象)

第3条 制度に入会することができるものは、原則として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）とし、学校単位とする。ただし、施設が認める場合は、学部等の単位で入会することができる。

(名称)

第4条 制度に入会した大学等（以下「会員校」という。）は、「広島県立歴史民俗資料館キャンパスメンバーズ」、「広島県立歴史博物館キャンパスメンバーズ」及び「頼山陽史跡資料館キャンパスメンバーズ」と称する。

(特典)

第5条 会員校に対して、施設は次の特典を付与するものとする。

- 一 会員校である大学等に在籍する学生及び在職する教職員の無料入館（常設展及び施設が単独で主催する特別企画展並びに企画展）
- 二 施設が発行する印刷広報物の送付
- 三 その他（施設見学への協力、会員校名の館内等への掲出など）

2 前項第1号の特典を受けようとする者は、その身分を証明するものを提示するものとする。

(入会手続)

第6条 制度に入会を希望する大学等は、別記様式第1号に定める申込書により、入会を希望する施設に入会手続を行うものとする。

2 施設は、前項に定める入会手続を行った大学等が、第3条に定める対象要件を満たしている場合は入会を認め、別記様式第2号に定めるメンバー証を発行する。

3 前2項の規定にかかわらず、全館共通の制度に入会を希望する大学等は、別記様式第1号に定める申込書により、施設に入会手続を行うものとする。

4 全館共通の制度への入会を希望する申込書を受理した施設は、第3条に定める対象要件を満たしている場合は入会を認めるとともに、当該施設に対する申込書の写しを当該施設以外の施設に送付する。

5 前項の規定により申込書の送付を受けた施設は、別記様式第2号に定めるメンバー証を発行し、申込書を受理した施設を通じて申込者に送付することとする。

(会費等)

第7条 会費は年会費とし、金額は別表に定める額とする。

2 年度途中の入会にかかる当該年度の会費は、年会費を12で除して得た額（1円未満の端数が

生じたときは1円に切り上げた額)に入会日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た金額とする。

3 年会費は、施設において発行する納入通知書により払い込むものとする。

4 前条第3項に規定する入会においては、施設において発行した納入通知書は、申込書を受理した施設が一括して申込者に交付するものとする。

(有効期間)

第8条 会員校の入会日は、原則として4月1日とし、有効期間は翌年の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設が認める場合は、年度途中で入会することができるものとする。ただし、全館共通の制度への年度中途での入会は認めない。

3 前項の場合の入会日は、第6条による入会手続を行った日の属する月の翌月1日とし、有効期間は入会日以降最初の3月末日までとする。

(退会)

第9条 会員校が退会しようとする場合は、入会手続を行った施設に退会届を提出するものとし、施設が受理した時点で退会したものとする。

2 施設は、会員校に不相当と認められる行為があった場合は、退会させ、再入会させないことができるものとする。

3 退会した場合の会費は、原則として返還しない。

(事務)

第10条 制度の事務は、施設が行う。

(報告)

第11条 施設は、四半期ごとの当該減免実績等について、別記様式第3号により、各四半期終了後10日以内に文化財課長に対して報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、施設が別に定める。

附則

この要領は、平成25年11月19日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年9月25日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

2 この要領の施行の日から平成28年3月31日までの間、別表中

利用年会費			
歴史民俗資料館	歴史博物館	頼山陽史跡資料館	全館共通
15,000	21,000	5,000	37,000
30,000	42,000	10,000	74,000
45,000	63,000	15,000	111,000
60,000	84,000	20,000	148,000
90,000	126,000	30,000	222,000
120,000	168,000	40,000	296,000
150,000	210,000	50,000	370,000
200,000	280,000	67,000	493,000
250,000	350,000	84,000	615,000

とあるのは

利用年会費		
歴史民俗資料館	歴史博物館	頼山陽史跡資料館
15,000	21,000	0
30,000	42,000	0
45,000	63,000	0
60,000	84,000	0
90,000	126,000	0
120,000	168,000	0
150,000	210,000	0
200,000	280,000	0
250,000	350,000	0

と読み替えるものとする。

(別記)

様式第1号 (第6条関係)

キャンパスメンバーズ入会申込書

平成 年 月 日

広島県立歴史民俗資料館長様

広島県立歴史博物館長様

貴館のキャンパスメンバーズ制度への入会を希望し、次のとおり申し込みます。

申込区分	<input type="checkbox"/> 広島県立歴史民俗資料館 <input type="checkbox"/> 広島県立歴史博物館 <input type="checkbox"/> 頼山陽史跡資料館 <input type="checkbox"/> 全館共通	
学校名	フリガナ	
所在地	フリガナ 〒	
代表者 職・氏名	フリガナ	
種別	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
学生数	人 (年 月現在)	
年会費	円 (<input type="checkbox"/> 全館共通割引適用)	
事務担当者	職・氏名	フリガナ
	連絡先	TEL
		FAX
		E-mail

次の書類を添付のうえお申し込みください。

- ①学生証及び職員証の見本 (カラーコピー可)
- ②申込時における学校基本調査票のうち、在学者数が明記されたページの写し
- ③学校要覧等

=====
事務処理使用欄

メンバーNo	有効期間	登録	入金	全館共通
	年 月 ~ 年 3月末日			

No.

広島県立歴史民俗資料館
広島県立歴史博物館 キャンパスメンバーズ
頼山陽史跡資料館

会 員 証

様

貴（学，学部等）は、広島県立歴史民俗資料館
広島県立歴史博物館 の
頼山陽史跡資料館

キャンパスメンバーズであることを証します。

有効期間：平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

広島県立歴史民俗資料館長
広島県立歴史博物館長

文化財課長様

（ 所 属 ）

キャンパスメンバーズ制度実績報告書

1 会員校の状況

ナンバー	学校名	学生数	会 費	有効期間	備 考

2 会員校の利用状況

月	会員校の利用状況		備 考
	ナンバー	無料入館学生数	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	

※備考欄には、会員校以外の学生等の利用状況など参考となる数値がある場合、記載する。

3 無料入館以外の特典実施状況

実施年月日	特典内容	備考

※要領第5条第2号及び第3号の規定による特典の実施状況を記入する。

別表（第7条関係）

学生数		利用年会費			
		歴史民俗資料館	歴史博物館	頼山陽史跡資料館	全館共通
500	人未満	15,000	21,000	5,000	37,000
1,000	人未満	30,000	42,000	10,000	74,000
1,500	人未満	45,000	63,000	15,000	111,000
2,000	人未満	60,000	84,000	20,000	148,000
3,000	人未満	90,000	126,000	30,000	222,000
4,000	人未満	120,000	168,000	40,000	296,000
5,000	人未満	150,000	210,000	50,000	370,000
10,000	人未満	200,000	280,000	67,000	493,000
10,000	人以上	250,000	350,000	84,000	615,000